

マラリア流行地域判断基準一覧表(1)

アメリカ合衆国、カナダと全てのヨーロッパ諸国においてマラリアの発生は報告されていない。

アイウエオ順

アゼルバイジャン	A
アフガニスタン	B
Abu Dhabi首長国、Dubai,Sharjah, Ajman,Umm al Qaiwanの各都市	A
アルメニア	A
アルメニア	B
アルメニア	B
イースター島	A
イスラエル	A
イラク	A
イラク	B
イラン	A
イラン	B
イラン	B
インド(標高2000m以下の全領、下記を除く)	B
Himachal Pradesh,Jammu and Kashmir, Sikkim各州の一部地域	A
インドネシア(下記を除く全境と、セレベス島、ロンボク島のリゾート地)	B
Jakarta市、大都市、JavaとBaliの主要リゾート観光地	A
ウエーク島	A
ウクライナ	A
ウズベキスタン	A
オーストラリア	A
オマーン	A
Musandham North Patmah	B
カザフスタン	A
カタール	A
カンボジア	B
ブノンベン、Tonle Sap湖周辺(アンコールワットを除く)	A
北マリアナ諸島	A
キプロス	A
キリバス	A
キルギスタン	A
グアム	A
クウェート	A
クック諸島	A
クリスマス島	A
グルジア	A
グルジア	B
サイパン	A
サウジアラビア(メッカ)	A
サウジアラビア(メッカ)	B

サモア	A
シリアアラブ共和国	A
シリアアラブ共和国	B
シンガポール	A
スリランカ	B
Colombo,Kalutara,Nuwara Eliya郡	A
スリランカ	B
スリランカ	B
都市と主な観光地(Bangkok,Chiangmai, Pattaya,Phuket,Samuiなど)	A
大韓民国(下記を除く全境(北緯37度以南))	A
大韓民国	B
大韓民国	B
太平洋諸島(アメリカ信託統治領)	A
タジキスタン	B
Tajikistan	B
Komnabud地方(6月から10月)	B
台湾	A
タヒチ(仏領ポリネシア)	A
チモール	B
中華人民共和国(主要都市を示す)	
広東省、雲南省、広西壮族自治区、海南省、桂林、昆明、廣州、深セン、南京、スウトゥ、リウチョウ、チューハイ(珠海)、チャンチヤン、山東省、浙江省、四川省、福建省、河南省、安徽省、湖北省、湖南省、江蘇省、江西省、貴州省、新疆ウイグル自治区、チベット自治区(南東部のZangbo川の谷沿い)、(上海、重慶、青島、成都、武漢、福州、南京、杭州、鄭州、長沙、アモイ、寧波、臨安、南昌、瀋陽、馬王堆漢墓、蘇州、孔子廟、洛陽、徐州、ラサ)	B
黒龍江省、吉林省、内蒙古自治区、甘肅省、遼寧省、河北省、陝西省、寧夏回族自治区、山西省、青海省(北京、天津、香港、成安、撫順、吉林、長春、旅順、大連、瀋陽、敦煌、雲崗、太原、包頭、鞍山、ハルビン、チチハル)	A
朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)	A
南部	B
ツバル	A
トケラウ	A
トラック諸島	A
トルクメニスタン	A
トルクメニスタン	B

トルコ	
トルコ	B
西部と南西部の主要な観光地域	A
トンガ	A
ナウル	A
ニウエ島(ニュージーランド領)	A
ニューカレドニアと周辺保護領	A
ニュージーランド	A
ネパール	
ネパール	B
ネパール	B
ネパール	B
Katmandu(カトマンズ)	A
バーレーン	A
バキスタン(標高2000m以下の全境)	B
バングラデシュ	B
バングラデシュ	B
パラオ	A
バングラデシュ	B
Dhaka市	A
ハワイ諸島	A
東チモール	B
ブータン(標高の低いインドラプラスタ、Phiro,Shimla, Gangtok, Snowcapped mountains, Sikkimなど)	B
首都(ティンブー)及び北部	A
フィジー	A
フィリピン(標高600m以下の地域)	
フィリピン	B
フィリピン	B
Bohol,Catanduanes,Cebuの各州、Manila首都圏、都市部、平野部	A
ブルネイ	B
ベトナム	B
都市中心部、Red River Delta、Nha Trang(北の海岸平野)	A
ボラボラ島	A
マーシャル諸島	A
マカオ	A
マレーシア(内陸高地、サバ(Sabah))	B
都市部及び海岸地域(サバ州除く)	A
ミクロネシア連邦	A
ミャンマー(首都ナウ、標高1000m以下の地域)	B
モルジブ	A
モンゴル	A
モルドバ共和国	A
ヤップ島	A
ヨルダン	A
ラオス人民民主共和国	B
Vientiane	A
レバノン	A

□ : マラリアが消滅したか、撲滅されたか、またはもともと存在しなかった地域
 □ : マラリアの感染が起こりうる流行地域

マラリア流行地域判断基準一覧表(1)

アメリカ合衆国、カナダと全てのヨーロッパ諸国においてマラリアの発生は報告されていない。

アイウエオ順

アゼルバイジャン	A
アフガニスタン	B
アラブ首長国連邦	A
Abu Dhabi首長国、Dubai、Sharjan、Ajman、Umm al Qaiwanの各都市	A
アルメニア	A
イースター島	A
イスラエル	A
イラク	A
イラン	A
Himachal Pradesh、Jammu and Kashmir、Sikkim各州の一部地域	A
インドネシア	A
Jakarta市、大都市、JavaとBaliの主要リゾート観光地	A
ウエーク島	A
ウクライナ	A
ウズベキスタン	A
オーストラリア	A
オマーン	A
Mulsandam、North Bantuch	B
カザフスタン	A
カタール	A
カンボジア	B
ブノンペン、Tonle Sap湖周辺(アンコールワットを除く)	A
北マリアナ諸島	A
キプロス	A
キリバス	A
キルギスタン	A
グアム	A
クウェート	A
クック諸島	A
クリスマス島	A
グルジア	A
南東部の村落(7月から10月)	B
サイパン	A
サウジアラビア(メッカ)	A
南部地域のほとんど(Amudaryaの高地を除く)、西部の田舎地域	B

サモア	A
シリアアラブ共和国	A
シンガポール	A
スリランカ	B
Colombo、Kalutara、Nuwara Eliya郡	A
大韓民国 下記を除く全域(北緯37.7度以南)	A
太平洋諸島(アメリカ信託統治領)	A
タンザニア	B
Kilimanjaro、Dar es Salaam、Zanzibar、Lamu、Mafia地方(6月から10月)	B
台湾	A
タヒチ(仏領ポリネシア)	A
チモール	B
中華人民共和国(主要都市を示す)	B
広東省、雲南省、広西チワン族自治区、海南省、桂林、昆明、廣州、深セン、南寧、スフトウ、リウジャオウ、チエンハイ(珠海)、チキンチヤン、山東省、浙江省、四川省、福建省、河南省、安徽省、湖北省、湖南省、江蘇省、江西省、貴州省、新疆ウイグル自治区、チベット自治区(南東部のZangbo川の谷谷地)、上海、重慶、青島、成都、武漢、福州、南京、杭州、長沙、長沙、アモイ、寧波、臨安、南昌、貴陽、馬ニヒ、漢口、蘇州、孔子廟、瀘州、徐州、ラサ	B
黒龍江省、吉林省、内モンゴル自治区、甘肅省、遼寧省、河北省、陝西省、寧夏回族自治区、山西省、雲南省(北京、天津、香港、成安、撫順、吉林、長春、旅順、大連、瀋陽、敦煌、雲南、太原、包頭、鞍山、ハルビン、チチハル)	A
朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)	A
南部	B
ツバル	A
トケラウ	A
トラック諸島	A
トルクメニスタン	A
南東部の農村地域(6月から10月)	B

トルコ	B
西部と南西部の主要な観光地域	A
トンガ	A
ナウル	A
ニウエ島(ニュージーランド領)	A
ニューカレドニアと周辺保護領	A
ニュージーランド	A
パキスタン	B
Katmandu(カトマンズ)	A
パレーン	A
パキスタン(標高2000m以下の全土)	B
パラオ	A
パプアニューギニア(標高1000m以下の全土)	B
パラオ	A
Dhaka市	A
ハワイ諸島	A
東チモール	B
フィジー	A
首都(ティンブー)及び北部	A
フィジー	A
フィジー(標高600m以下の地域)	B
Manila、Biliran、Cebu、Cebu City、Davao、Iloilo、Leyte、Mindanao、Northern Samar、Samar、Siquijor	B
Bohol、Catanduanes、Cebuの各州、Manila首都圏、都市部、平野部	A
ブルネイ	B
ベトナム	B
都市中心部、Red River Delta、Nha Trang(北の海岸平野)	A
ボラボラ島	A
マーシャル諸島	A
マカオ	A
マレーシア(内陸高地、Sabah)州	B
都市部及び海岸地域(上記除く)	A
ミクロネシア連邦	A
モザンビーク(標高1000m以下の全土)	B
モルジブ	A
モンゴル	A
モルドバ共和国	A
ヤップ島	A
ヨルダン	A
ラオス人民民主共和国	B
Vientiane	A
レバノン	A

- : マラリアが消滅したか、撲滅されたか、またはもともと存在しなかった地域
- : マラリアの感染が起こりうる流行地域
- : マラリアの感染が起こりうる流行地域(特B)

変異型クロイツフェルトヤコブ病の献血受入制限対象国（アイウエオ順）

対象地域をA①・A②・A③・B①・B②の5地域に分類する。

A①地域：昭和55年（1980年）1月から平成8年（1996）12月までに1日以上滞在した場合、または、平成9年（1997年）1月から平成16年（2004年）12月までに通算6ヵ月以上滞在（居住）した場合、採血しない。

A②地域：昭和55年（1980年）1月から平成16年（2004年）12月までに通算6ヵ月以上滞在（居住）した場合、採血しない。

A③地域：昭和55年（1980年）1月から通算6ヵ月以上滞在（居住）した場合、採血しない。

B①地域：昭和55年（1980年）1月から平成16年（2004年）12月までに通算5年以上滞在（居住）した場合、採血しない。

B②地域：昭和55年（1980年）1月から通算5年以上滞在（居住）した場合、採血しない。

地域		対象国		
A	①	英国 (the United Kingdom)		
		アイルランド	ドイツ	
		イタリア	フランス*	
	②	オランダ		ベルギー
		スペイン		ポルトガル
		③		スイス
B	①	オーストリア	デンマーク	
		ギリシャ	フィンランド	
		スウェーデン	ルクセンブルグ	
	②	アイスランド	バチカン	
		アルバニア	ハンガリー	
		アンドラ	ブルガリア	
		クロアチア	ポーランド	
		サンマリノ	ボスニア・ヘルツェゴビナ	
		スロバキア	マケドニア	
		スロベニア	マルタ	
		セルビア・モンテネグロ	モナコ	
		チェコ	リヒテンシュタイン	
		ノルウェー	ルーマニア	

注1) B地域の滞在（居住）歴を計算する際、A地域の滞在（居住）歴も加算する。

*フランス滞在歴を有する者については、今後の献血推進策の実施による在庫水準の変動状況を見つつ、①の英国と同様の措置を慎重に実施することとするが、当分の間は、本表に掲げる通算6ヵ月以上の滞在歴を有する者からの採血を見合わせることにする。